

川西市外部公益通報取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、公益通報者保護法（平成16年法律第122号。以下「法」という。）の施行に伴い、本市において労働者等からの外部公益通報を受け付け、適切に処理するための必要な事項を定め、もって公益通報者の保護を図るとともに、事業者の法令遵守を促進することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 労働者等 次のアからエまでに掲げる者をいう。

ア 法第2条第1項第1号の労働者又は労働者であった者

イ 同項第2号の派遣労働者又は派遣労働者であった者

ウ 同項第3号の労働者若しくは労働者であった者又は派遣労働者若しくは派遣労働者であった者

エ 同項第4号の役員

(2) 外部公益通報 本市に対する公益通報であって、法第3条第1号の公益通報以外のものをいう。

2 前項に規定するもののほか、この要綱において使用する用語の意義は、法において使用する用語の例による。

(外部公益通報の方法)

第3条 労働者等は、本市に対して外部公益通報を行うときは、法第3条第2号イからニまでに掲げる事項を記載した書面（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録を含む。第10条において同じ。）を提出するものとする。

(外部公益通報の受付等)

第4条 外部公益通報は、総務部総務課において受け付ける。

2 総務部総務課長（以下「総務課長」という。）は、外部公益通報を受けたときは、法別表に掲げる法律に関する事務を主管する課長（以下「主管課長」という。）に回付するものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、外部公益通報は、法別表に掲げる法律に関する事務を主

管する課においても直接受け付けることができる。

(外部公益通報の受理及び不受理)

第5条 前条第2項の規定により外部公益通報の回付を受け、又は同条第3項の規定により外部公益通報を受け付けた主管課長は、当該外部公益通報の内容を審査し、適法な外部公益通報と認めるときは、その受理を決定し、遅滞なくその旨及び外部公益通報の内容を市長及び総務課長に報告するものとする。

2 主管課長は、前項の規定により外部公益通報を受理したときはその旨を、受理しないこととしたときはその旨及び受理しないこととした理由を、遅滞なく当該公益通報者に通知しなければならない。

3 主管課長は、外部公益通報を受理しない場合において、当該外部公益通報に係る通報対象事実について本市が処分又は勧告等をする権限を有しないにもかかわらず誤ってなされたものであることを当該外部公益通報を受理しないこととした理由とするときは、前項の通知と併せて、当該公益通報者に対して当該処分又は勧告等をする権限を有する行政機関を教示しなければならない。

(外部公益通報の処理)

第6条 主管課長は、前項の規定により受理を決定した外部公益通報については、速やかに必要な調査を行い、調査の結果当該外部公益通報に係る通報対象事実があると認めるときは、法令に基づく措置その他必要な措置をとらなければならない。この場合において、主管課長は、当該調査結果、措置等を市長及び総務課長に報告するものとする。

2 主管課長は、前項の規定による調査の状況及び結果、措置等をその都度、遅滞なく当該公益通報者に報告するよう努めなければならない。

(外部公益通報に関する秘密の保持)

第7条 外部公益通報の処理の業務に従事する職員は、公益通報者の個人情報その他公益通報に関する秘密を漏らしてはならない。

(公益通報者の保護等)

第8条 市長は、公益通報者が外部公益通報をしたことを理由として、その労務提供先等の事業者から法第3条の解雇、法第4条の労働者派遣契約の解除又は法第5条各項の不利益な取扱いを受けたと認められるときは、当該不利益な取扱いについては是正を求めることができる。

(口頭による通報の取扱い)

第9条 総務課長は、労働者等から口頭による通報対象事実の通報（本市に対する法第3

条第1号の公益通報に相当するものを除く。次項において同じ。)を受け付けることができる。この場合において、当該労働者等が法第3条第2号イからニまでに掲げる事項を陳述し、総務課長がその内容を録取し、これを当該労働者等に読み聞かせて誤りのないことを確認したときは、第3条に規定する書面が提出されたものとみなす。

2 第4条第3項の規定は、前項の口頭による通報対象事実の通報に準用する。

(匿名による通報の取扱い)

第10条 総務課長は、法第3条第2号イに掲げる事項の全部又は一部の記載がなく、同号ロからニまでに掲げる事項が記載された書面(以下「匿名外部通報」という。)を受領したときは、主管課長に回付する。ただし、当該書面の内容から、本市に対する法第3条第1号の公益通報に該当すると認められるものについては、次条に規定する市長の定めるところによりこれを処理するものとする。

2 主管課長は、前項の規定により匿名外部通報の回付を受け、又は匿名外部通報を直接受領したときは、当該匿名外部通報の内容を審査する。この場合において、当該匿名外部通報に係る通報対象事実について調査の必要があると認めるときは、その受理を決定し、遅滞なくその旨及び匿名外部通報の内容を市長及び総務課長に報告するものとする。

3 第6条第1項、第7条及び第8条の規定は、匿名外部通報について準用する。

(内部通報の取扱い)

第11条 本市に対する第3条第1号の公益通報の取扱いに関し必要な事項は、市長が別に定める。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成18年6月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和8年3月31日から施行する。

